

日本脳炎の予防接種についての説明書

保護者の方へ：必ずお読みください

◆日本脳炎とは

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、おう吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になることがあります。感染した人のうち100～1,000人に1人が脳炎等を発症します。脳炎にかかった時の致命率は約20～40%です。また、治った後に神経の後遺症を残す人が多くいます。国内での患者発生は西日本地域が中心ですが、日本脳炎ウイルスは日本全体に分布しています。

◆乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（不活化ワクチン）

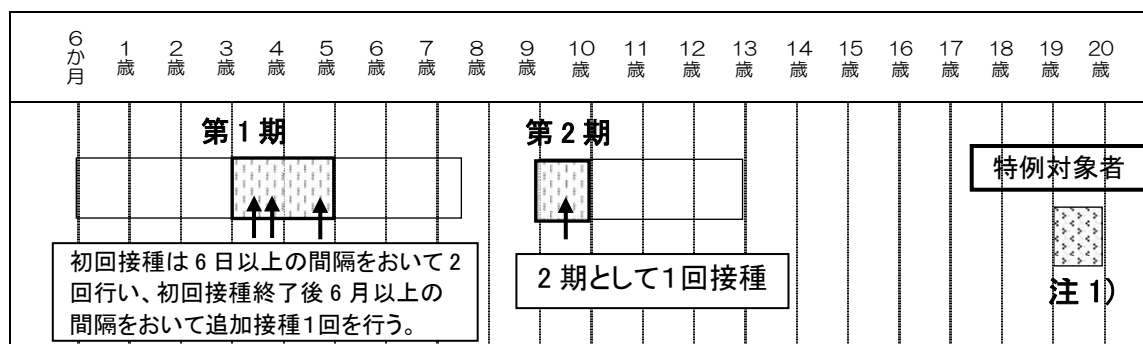
日本脳炎ワクチンは、接種することで日本脳炎の罹患（りかん）リスクを75～95%減らす効果がある不活化ワクチンです。日本脳炎ウイルスをVero（ヴェーロ）細胞で増殖させ、ウイルスをホルマリンなどで不活化（感染性を失くすこと）して精製したものです。

【接種後の副反応について】

主なものは発熱、せき、鼻水、注射部位の紅斑やはれ、発疹などで、これらのほとんどは接種3日後までにみられています。ごくまれに、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎などの重い副反応がみられることがあります。

※接種後、局所のひどいはれ、高熱などの症状があれば、医師の診察を受けてください。お子さんの症状が予防接種後副反応疑い報告基準に該当する場合は、医師から（独）医薬品医療機器総合機構へ報告が行われます。

◆接種時期



注1) 平成18年4月2日から平成19年4月1日に生まれの人で、第1期・第2期の接種が完了していない人は、20歳の誕生日の前日までであれば、不足分を定期接種として受けることができます。

◆予防接種を受けるにあたっての注意事項

予防接種は、体調のよい日に受けることが原則です。

保護者の方は、以下のことに注意の上、安全に予防接種を受けられるようご協力ください。

- 当日は、朝からお子さんの状態をよく観察し、ふだんと変わったところのないことを確認しましょう。接種を予定していても、体調が悪く思ったら、かかりつけ医に相談の上、接種をするかどうか判断しましょう。
- この説明書をよく読み、予防接種の必要性や副反応についてよく理解しましょう。わからないことは、接種を受ける前に接種医に質問しましょう。
- 母子健康手帳は必ず持っていきましょう。
- 予診票は、接種する医師への大切な情報です。責任を持って記入しましょう。
- 予防接種を受けるお子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方が連れていきましょう。

※裏面も必ずお読みください

◆予防接種を受けることができない場合

- 1 明らかに発熱（通常 37.5℃以上）をしている
- 2 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- 3 受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがある
アナフィラキシー：接種後約 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、おう吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状やショック状態になるような、はげしい全身反応のことです。
- 4 その他、医師が不適切な状態と判断した場合

◆予防接種を受ける際に注意が必要な場合

以下に該当すると思われる保護者の方は、かかりつけ医に必ず前もってお子さんを診てもらい、予防接種を受けてよいかどうかを判断してもらいましょう。

- 1 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液の病気や発育障害などで治療を受けている
- 2 予防接種で、接種後 2 日以内に発熱のみられたお子さん及び、発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられたお子さん
- 3 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある
- 4 過去に免疫不全の診断がなされているお子さん、近親者に先天性免疫不全症の者がいるお子さん
- 5 受ける予防接種の成分（抗菌薬、安定剤など）にアレルギーがある
- （6 特例対象者で、妊娠中もしくは妊娠している可能性がある場合）

◆予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- 1 予防接種を受けた後 30 分間程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡がれるようにしておきましょう。急な副反応がこの間に起こることがまれにあります。
- 2 接種後、不活化ワクチンでは 1 週間は副反応の出現に注意しましょう。
- 3 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- 4 接種当日は、はげしい運動は避けましょう。
- 5 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

◆予防接種による健康被害救済制度

- 1 定期接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- 2 予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、（独）医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、給付額等が異なります。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、下記問合せ先へご相談ください。

【お問い合わせ】周南市健康づくり推進課（徳山保健センター内） 電話 0834-22-8553